公　　告第４７号
令和８年10月16日

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札（政府調達協定対象外）に付します。

契約担当官
陸上自衛隊小平学校
会計課長　大原　一裕

１　工事概要
(1)　工 事 名　**８０号庁舎ＬＥＤ化改修工事**
(2)　工事場所　陸上自衛隊小平駐屯地
(3)　工事内容及び工事範囲

仕様書のとおり。
(4)　工　期　　**令和９年３月31日**まで
(5)　**本工事は、工事費内訳明細書の提出を義務付ける工事である。**

２　競争参加資格
(1)　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
(2)　防衛省における令和**７・８**年度一般競争（指名競争）参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち、**「電気工事」、「機械器具設備工事」、「電気通信工事」、「消防施設工事」のいずれか**で級別の格付を受け、北関東防衛局に競争参加を希望していること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）
(3)　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（(2)の再度級別の格付を受けた者を除く。）でないこと。
(4)　防衛省競争参加資格の**「電気工事」、「機械器具設備工事」、「電気通信工事」、「消防施設工事」に係る等級**（資格審査結果通知書の記３の等級）**がＣ等級以上**であること。
(5)　平成20年度以降入札公告日までに、元請けとして完成・引渡しを完了した工事のうち、同種の工事を施工した実績を有すること（建設共同企業体の

構成員としての実績は、出資比率が20％以上のものに限る。)。

なお、当該実績が平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関（契約担当官等が属する防衛省本省の内部部局、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部、航空幕僚監部、情報本部、防衛監察本部、地方防衛局並びに統合幕僚長及び陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長の監督を受ける陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の部隊及び機関並びに防衛装備庁をいう。以下同じ。）（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事に係るものにあっては、施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書の評定点合計（以下「評定点合計」という。）が65点未満のものを除く。

また、実績が工事成績相互利用登録機関が発注した工事で工事成績評定相互利用対象工事に該当するものである場合は、工事成績の評定点が65点未満のものを除くこと。

(6)　(5)の施工実績が防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事（平成13年12月25日以降に完成した工事で65点以上。）の者又は提出する工程表の工程管理に対する技術的所見が適切である者。

(7)　次の基準を全て満たす監理技術者又は主任技術者（以下「監理技術者等」という。）を当該工事に配置できること。

ア　平成20年度以降入札公告日までに、(5)に掲げる工事の経験を有する者である（原則、着工から完成まで従事している。）。

なお、当該経験が平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事に係るものにあっては、評定点合計が65点未満のものを除く。また、経験が工事成績相互利用登録機関が発注した工事で工事成績評定相互利用対象工事に該当するものである場合は、工事成績の評定点が65点未満のものを除く。

イ　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者である。

(8)　一般競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時点までの期間に、北関東防衛局長から、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について」（防整施（事）第150号）（28．3．31）に基づく指名停止を受けていないこと。

(9)　陸上自衛隊小平学校会計課が発注した

「電気工事」、「機械器具設備工事」、「電気通信工事」、「消防施設工事」のいずれかのうち、令和３年以降令和７年度までに完成・引渡しが完了した工事の施工実績がある場合においては、当該工事に係る評定点合計の平均が65

点以上であること。

(10) 上記１に示した工事に係る設計業務等の受注者（受注者が共同体である場合においては、当該共同体の各構成員をいう。以下同じ。）又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

(11) 入札に参加しようとする者の間に資本関係、人的関係又はそれらと同視しうる関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。

(12) 関東・甲信越地域に建築工事業の許可に基づく本店、支店又は営業所が所在すること。

(13) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者でないこと。

(14) 情報保全に係る履行体制について、適切な体制を有すると確認できる者

(15) 個別の現場説明において確認及び説明を受けた者

３　入札手続等

(1)　担当部局

ア　契約事項に関する問い合わせ先

〒187-0044

陸上自衛隊小平学校　総務部会計課

担当　秋　山

ＴＥＬ　　042-322-0661（内線 347）

ＦＡＸ　　042-321-0664

ＭＡＩＬ　fin-ksh@inet.gsdf.mod.go.jp

イ　**現場説明、**仕様書等に関する問い合わせ先

陸上自衛隊小平学校　総務部管理課

担当　南條

ＴＥＬ　042-322-0661（内線 282）

ＭＡＩＬ　lib-ks@inet.gsdf.mod.go.jp

(2)　入札説明書の交付期間等

ア　交付期間

令和８年10月16日から令和８年10月29日まで（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条第１項に規定する行政機関の休日（以下「行政機関の休日」という。）を除く。）の毎日、**午前８時30分から午後５時00分まで**（正午から午後１時までの間を除く。）

イ　交付場所

(1)　アの担当部局又は小平駐屯地ＨＰ、東部方面会計隊ＨＰにおいて交付を行う。

(3)　**個別の現場説明**

契約締結後の認識相違防止のために、個別に現場説明会を実施する。

ア　実施期間　令和８年10月16日から令和８年11月16日
（土、日、祝日を除く。）

イ　実施要領　入札参加の申請をするものは、現場説明会の希望する日程を希望日前日までに３(1)イの担当者と調整し、現場確認及び説明を受けること。

(4)　申請書及び資料の提出期限等

ア　提出期限　**令和８年10月29日　午後５時00分**

イ　提出方法　(1)の担当部局に持参、郵送（書留郵便に限る。）若しくは託送（書留郵便と同等のものに限る。）（以下「郵送等」という。）又はＦＡＸ若しくは電子メールにより提出する。

(5)　入札書の受領期限等

ア　受領期限　**令和８年11月19日　午後５時00分**

イ　提出方法　(1)の担当部局に持参又は郵送等する。

(6)　開札の日時及び場所

ア　日時　**令和８年11月20日午前10時00分**

イ　場所　陸上自衛隊小平駐屯地　８０号庁舎１階入札室

(7)　再度入札

再度の入札があった場合は、直ちに行うものとする。ただし、郵送等による入札があった場合は、日時について通知する。

４　その他

(1)　手続きにおいて使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。

(2)　入札保証金免除

(3)　契約保証金

免除。ただし、落札者は、公共工事履行保証証券による保証を付し又は履行保証保険契約の締結を行うものとする。

なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は請負代金額の10分の１（落札者が低入札価格調査を受けた者の場合は請負代金額の10分の３）以上とする。

(4)　入札の無効

次に掲げる入札は無効とする。

ア　本公告に示した競争参加資格のない者のした入札

イ　申請書又は資料に虚偽の記載をした者の入札

ウ　入札に関する条件に違反した入札

エ　個別の現場説明において確認及び説明を受けなかった者による入札

(5)　落札者の決定方法

予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

(6)　配置予定監理技術者の確認

落札者決定後、発注者支援データベース・システム等により配置予定の監理技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。

なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、配置予定技術者の変更を認めない。

(7)　落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条の規定に基づいて作成された基準（以下「調査基準価格」という。）を下回っている場合は、予決令第86条の調査（以下「低入札価格調査」という。）を行うので、協力しなければならない。

(8)　専任の監理技術者の配置が義務付けられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、監理技術者とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある。

(9)　入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者とは契約を行わない。

(10) 契約書作成の要否

要

(11) 資料のヒアリングを行う場合がある。

(12) 関連情報を入手するための照会窓口

上記３(1)に同じ。

(13) 競争参加資格の級別の格付を受けていない者の参加

上記２(2)に掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者も上記３(3)により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時点において当該資格の格付を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

(14) 詳細は、入札説明書による。

表紙含：（８枚）
仕様書番号：３４号
作成年月日：令和８月９月３日
作成部隊名：小平学校総務部管理課

８０号庁舎ＬＥＤ化改修工事
仕様書

保存期間：５年（１４．３．３１まで保存）

共通仕様書

1　総　則
(1)　本仕様書は、陸上自衛隊小平学校における各種工事及び役務について、共通的な必要事項を規定する。
(2)　設計図書及び本仕様書に記載のない事項は、国土交通省制定の各種工事共通仕様書もしくは保全業務共通仕様書、製造者が規定する仕様並びに商習慣によるほか、工事・役務監督官（以下「監督官」という。）の指示による。

2　適用範囲
この共通仕様書の適用範囲は、本契約に関連する事項のみ適用する。

3　軽微な変更
納まり、取合せ等の為の軽微な変更は、監督官の指示により行う。この場合、請負金額の増減、又は納期の変更はしない。

4　使用材料
(1)　使用材料は全て新品（官給品除く）とする。但し、仮設材料はこの限りでない。
(2)　指定された材料は、選定に先立って見本を官側へ提出し、承認を受ける。
(3)　使用材料は、官側の材料検査に合格したもののみ使用できる。
(4)　検査に合格した材料であっても、使用時に監督官が変質または不良品と認めたものは、使用することはできない。
(5)　材料は日本工業規格（ＪＩＳ）等を標準とし、これらの規格の無いものについては官側の指示に従う。
(6)　材料置場は、監督官の指示した場所とする。

5　指定作業の点検
以下の作業が終了した時には、官側の点検を受ける。この際、官側の承諾を受けなければ次の作業に着手してはならない。
(1)　工事もしくは役務完了後に外部から明視できなくなる箇所
(2)　官側からあらかじめ指定された作業

6　水道電気等の使用
作業に使用する水道、電気等を官側施設から受ける場合は、特記がある場合を除き、あらかじめ監督官と調整し、指示に従い使用する。但し、これらにかかる光熱水料は、請負者の負担とする。

7　諸法規等の遵守
請負者は、労働基準法、職業安定法、雇用保険法、労働者災害保険法の他、関係各法規及び防衛省の規定を遵守し、工事もしくは役務の円滑なる進捗を図る。

8　作業時間等
作業実施日及び時間については、原則として平日０８時１５分～１７時１５分までとする。但し、特記に記載する項目は、監督官と調整の上作業を実施すること。

9　後片付け
作業終了に際しては、作業場所の後片付け及び清掃を実施する。

10　発生材及び産業廃棄物の処置
(1)　鉄くず等、官側へ引き渡す発生材は、発生材調書を提出し、監督官の指示により指定場所に集積する。
(2)　産業廃棄物の処置については、「産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、適切に搬出・処分を行うものとし、特記がある場合を除き、処分の証明書（マニフェストＡ及びＢ２・Ｄ・Ｅ票）の写しを監督官に提出するものとする。
(3)　(2)の書類提出は、契約期間内に完了させるものとする。

11　石綿含有建材について
石綿含有の恐れがあり官側が特記仕様書にて必要と定める場合は、特段の指示がない限り請負者の責任において分析を実施のうえ、東京都へ事前調査結果報告書を提出すること。
ただし、官側において分析実施済の場合はその結果の写しを使用し届出を行えるものとする。

12　検査官による検査
(1)　工事もしくは役務が完了したならば、官側に申し出て、検査官による検査を受ける。
(2)　検査の結果不合格の箇所があった場合は、請負者の負担において直ちに是正し、再度検査を受ける。

13　物品等の返納
第11項の検査合格後、速やかに貸与されていた物品等（設計図書含む。）を官側に返納する。

14　請負者の責務
(1)　現場代理人は作業時常駐とする。
(2)　作業場所への作業員その他の出入りの管理、風紀衛生の取締り、及び火災、盗難、その他事故防止については、請負者責任でこれを管理する。
(3)　作業場所は、常に材料その他の整理整頓及び清掃を行う。
(4)　作業場所及びその周辺にある既設構造物に、損傷を及ぼさないよう十分な防護を施す。万一損傷を与えた場合には、請負者の負担において修復するものとする。
(5)　請負者は、感染症法上で５類以上に分類された感染症の症状が作業員にみられる場合は、厚生労働省が定める感染拡大防止に関するガイドラインに基づき、適正に管理する。

15　安全管理
(1)　作業員は、安全管理に万全を期する。
(2)　作業場所又はその付近で作業するときは、標示又は見張人を置く等、安全の確保に努める。

16　工程表及び作業計画
請負者は、請負契約成立後、監督官と事前協議のうえ、工程表を早期に官側に提出し、作業の手順及び作業計画について、承認を受けた後でなければ、作業を開始してはならない。

17　提出書類
請負者は、下記に示す書類・特記したもの及び監督官が別示する書類を提出する。

番号	提出書類名称	提出部数	提出時期等
1	工程表	2部	契約後速やかに
2	工事打合せ簿	必要の都度1部	契約後速やかに
3	現場代理人等通知書	2部	契約後速やかに
4	施工体制台帳	1部	下請契約を実施した場合のみ、作業開始までに
5	工事使用材料カタログ・承認図	1部	監督官の指示する範囲のみ、選定後速やかに
6	工事材料搬入報告書	2部	材料検査の都度
7	産業廃棄物管理票（写）	必要の都度1部	産業廃棄物が発生した場合のみ、竣工検査までに
8	産業廃棄物収集運搬業許可証／産業廃棄物処分業許可証（写）	必要の都度1部	産業廃棄物が発生した場合のみ、速やかに
9	工事写真	1部	竣工検査までに
10	完成通知書（竣工検査願を兼ねる。）	2部	工事完了後速やかに

※役務の場合は、工事を役務に読み替える。

18　写真撮影
請負者は、監督官の指示に従い、以下の作業等について撮影及び記録し、作業順に写真帳（Ａ４版）に整理したものを提出する。なお、使用する撮影機器は、通信機能のないものとする。
(1)　作業の前・後及び主要な作業実施の状況
(2)　作業後に隠ぺいとなる箇所
(3)　搬入材料（搬入の都度、全数量・規格がわかるように撮影する）
＊（社）公共建築協会「工事写真の撮り方（改訂第２版）建築編」、「工事写真の撮り方（改訂第２版）建築設備編」を参考に整理する。

19　疑　義
設計図書に明示なき事項、又はその内容において疑義が生じた場合には、請負者は官側に申し出て協議を行うものとする。

20　連絡調整先
陸上自衛隊小平学校　総務部　管理課　営繕班
ＴＥＬ　０４２－３２２－０６６１　　内線２８１、２８２
調整時間においては、原則として１２時００分～１３時００分を除く、平日０８時１５分～１７時００分までとする。

件　名	８０号庁舎ＬＥＤ化改修工事	図面記号	２／８
図面名称	共通仕様書	縮　尺	―

陸上自衛隊小平学校仕様書	
件　　名	８０号庁舎ＬＥＤ化改修工事
仕様書番号	３４
作成年月日	令和　８年　９月　３日
作成部課名	総務部　管理課　営繕班

1　工事場所：東京都小平市喜平町２－３－１

2　工事概要：８０号庁舎非常用照明のＬＥＤ化

3　適用範囲
　本仕様書は、陸上自衛隊小平学校で実施する「８０号庁舎ＬＥＤ化改修工事」に適用する。

4　一般事項
(1)　本工事は、本仕様書及び「令和８年度陸上自衛隊小平学校共通仕様書」に基づき実施する。
(2)　図面及び仕様書に明記無き事項で本業務に必要な事項は監督官と協議の上実施する。

5　特記事項
(1)　本工事は、既設照明器具をＬＥＤ照明器具に更新する。
(2)　機器更新に先立ち、請負者は現場の状況を確認を行い、細部の取り合い等については、監督官と協議した後施工すること。
(3)　既存機器の取付ボルトは再利用可とする。ただし新設機器の取付位置がずれる場合、既存ボルトが著しく劣化している場合は、新たに取付ボルトを設置し、既存取付ボルトは可能な限り天井面近くで切断すること。
(4)　既存配線は再利用とする。
(5)　使用する機器は、公共施設用照明器具対応機種であることとし、入札の２日前までに機器使用が分かる資料を添えて官側へ通知し、了解を得ることとする。なお、仕様書内に記載している型番等は参考であり、製造業者を指定していない。
(6)　工事に使用する足場については、労働安全衛生法に適合するものを使用すること。また事前に労働安全衛生法の適合証明書等を官側に提出すること。
(7)　機器新設完了後、正常に動作するか確認し、結果を監督官に報告すること。
(8)　発生材は、監督官の指示する場所に運搬すること。
(9)　改修内容及び使用材料・数量表

項目	規格・寸法	数量	単位
１　電気設備工事			
(1) 養生・清掃		1	式
(2) 非常用照明器具撤去	JB13W×1（埋込天井灯）	192	台
(3) 非常用照明器具撤去	JB30W×1（埋込天井灯）	6	台
(4) 非常用照明器具撤去	JB30W×1（埋込天井灯）※高天井用	1	台
(5) 非常用照明器具撤去	J13W×1（直付天井灯）	2	台
(6) ＬＥＤ非常用照明器具新設	K1-LRS-11-2（JB13W×1相当（埋込天井灯）） （参考型番：LEDEM-13221M（東芝））	192	台
(7) ＬＥＤ非常用照明器具新設	K1-LRS-11-3（JB30W×1相当（埋込天井灯）） （参考型番：LEDEM-30221M（東芝））	6	台
(8) ＬＥＤ非常用照明器具新設	LEDEM-30224M（東芝）同等品 ※高天井用	1	台
(9) ＬＥＤ非常用照明器具新設	K1-ISS4-JE13（J13W×1相当（直付天井灯）） （参考型番：EL-CB20111B（三菱））	2	台

案内図　Ｓ＝1/X

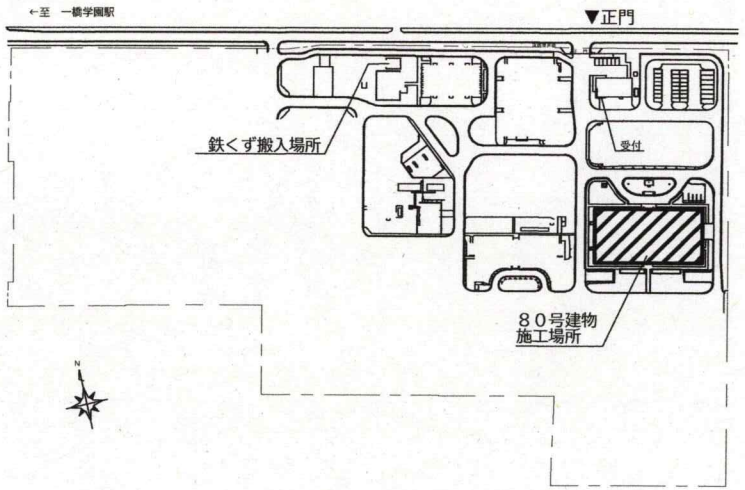

配置図　Ｓ＝1/X

件　名	８０号庁舎ＬＥＤ化改修工事	図面記号	3／8
図面名称	共通仕様書	縮　尺	―

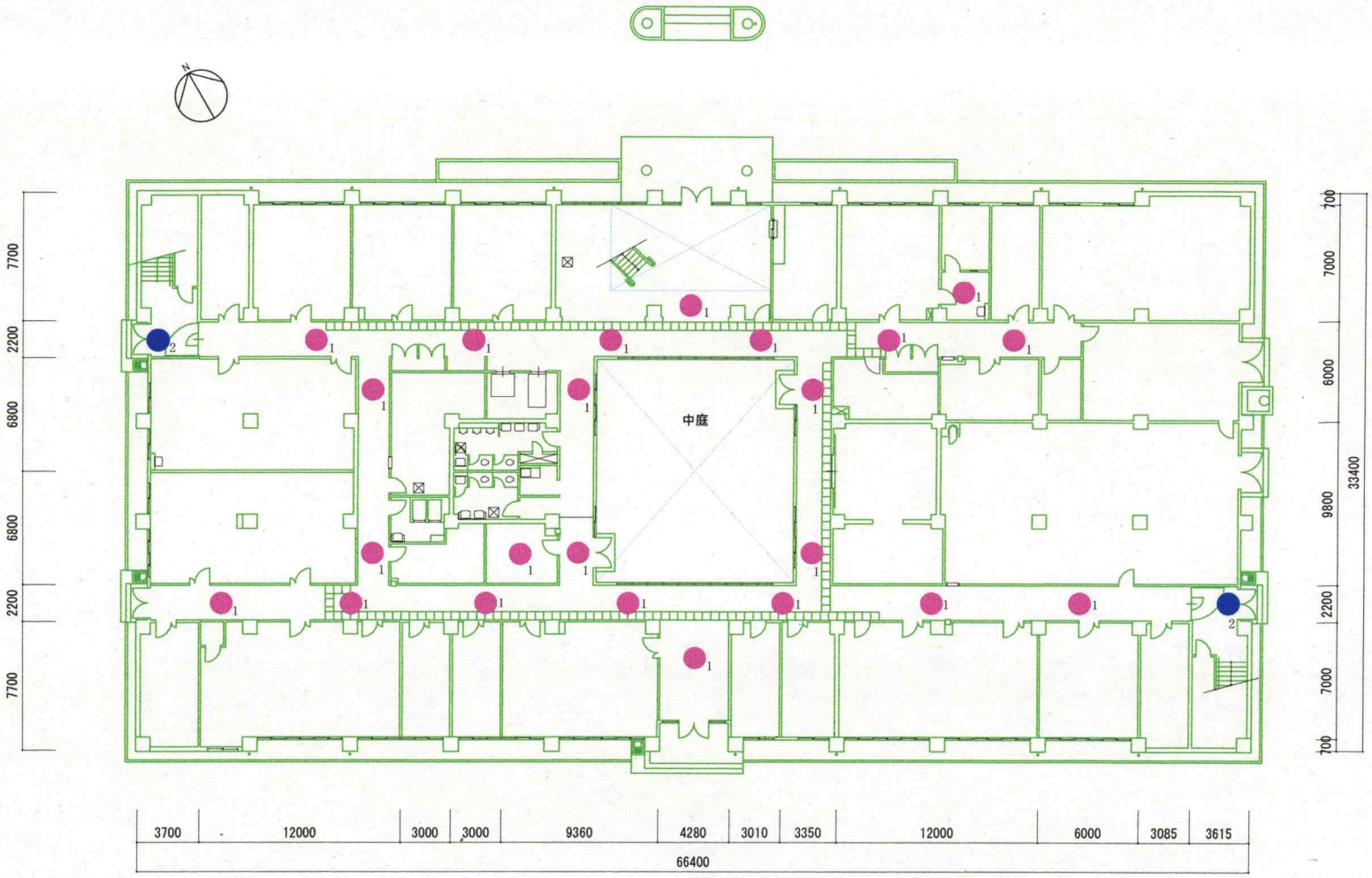

凡　例

記・号	名　称	既設 更新	LED改修台数	備　考
1	非常用照明	JB13W×1 LEDEM-13221M	23台	
2	非常用照明	J13W×1 EL-CB20111B	2台	

庁舎照明器具平面図　１階

件　名	８０号庁舎ＬＥＤ化改修工事	図　番	４／８
図　名	１Ｆ平面図	縮　尺	1／400

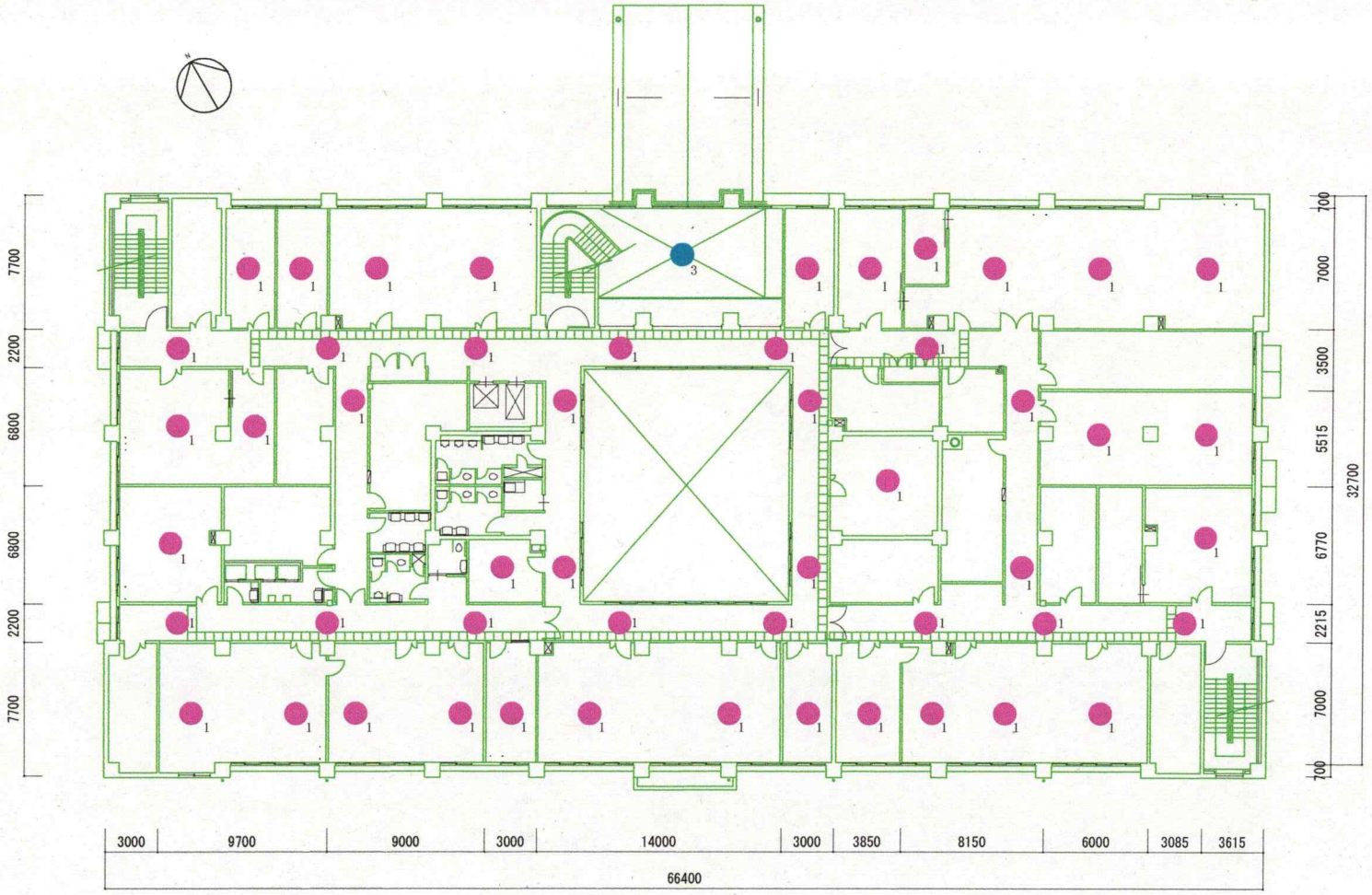

凡　例

記　号	名　称	既設 更新	LED改修台数	備　考
1	非常用照明	JB13W×1 LEDEM-13221M	51台	
3	非常用照明	JB30W×1 LEDEM-30224M	1台	※高天井

庁舎照明器具平面図　２階

件　名	８０号庁舎ＬＥＤ化改修工事	図　番	５／８
図　名	２Ｆ平面図	縮　尺	1／400

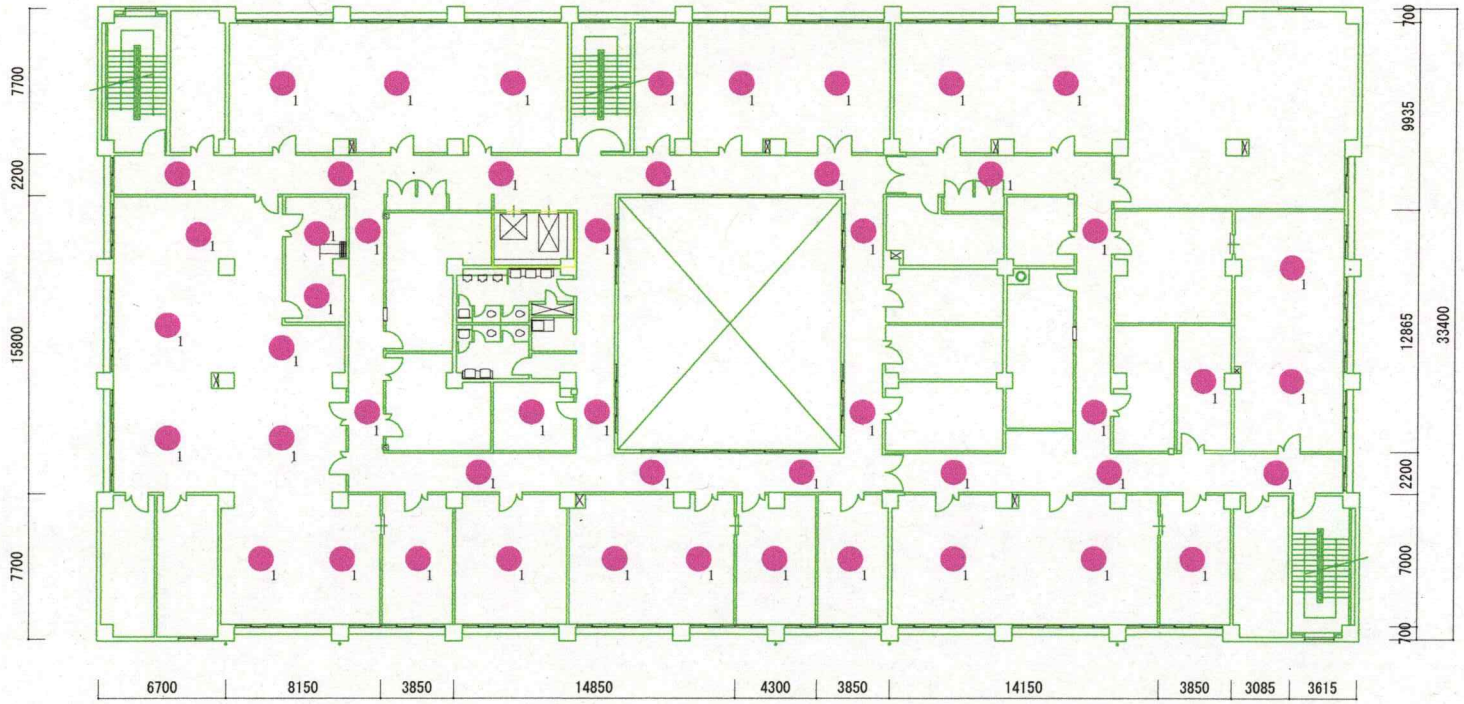

凡　例

記　号	名　称	既設 更新	LED改修台数	備　考
● 1	非常用照明	JB13W×1 LEDEM-13221M	50台	

庁舎照明器具平面図　３階

件　名	８０号庁舎ＬＥＤ化改修工事	図　番	6／8
図　名	３Ｆ平面図	縮　尺	1／400

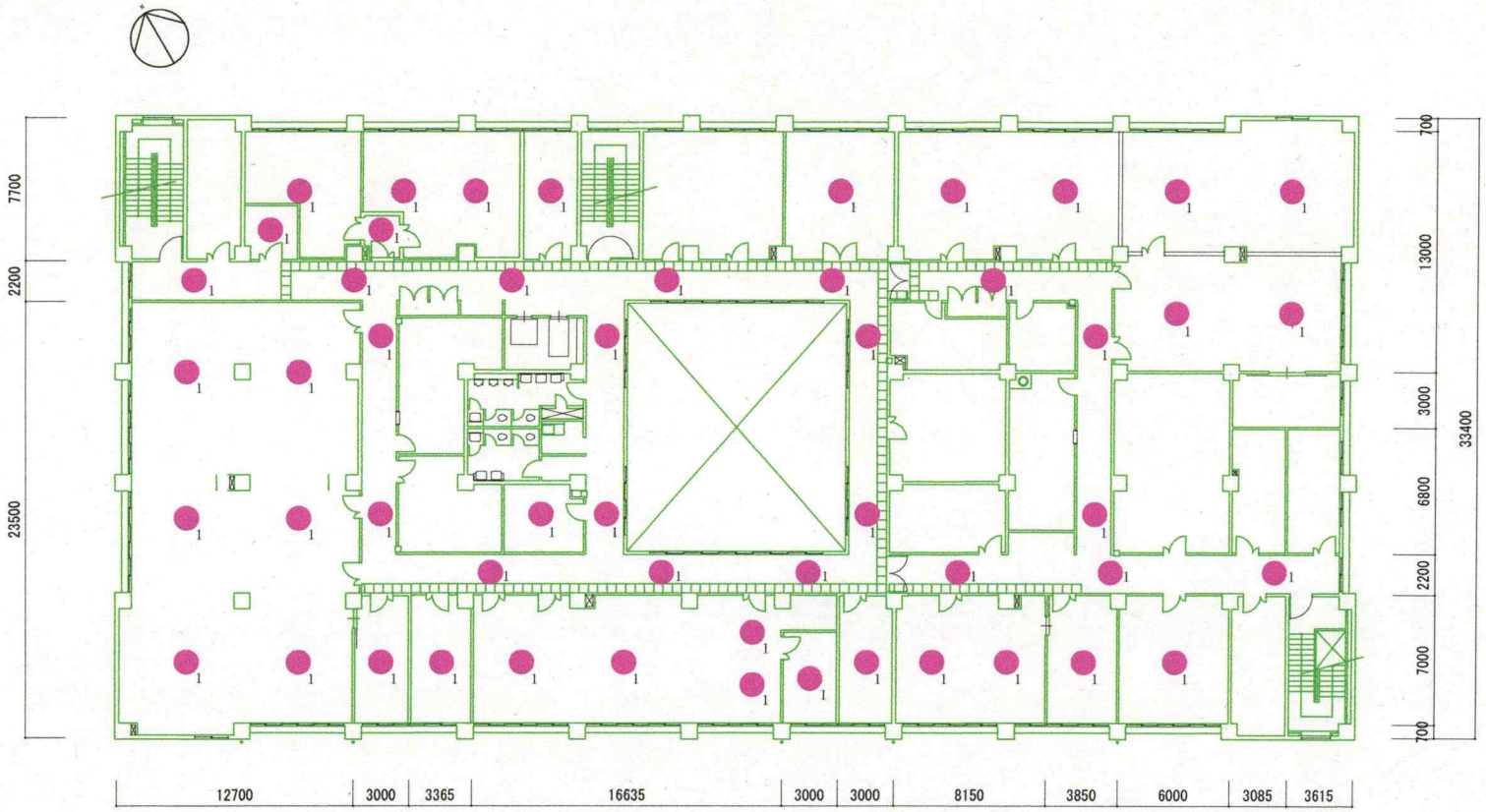

凡　例

記　号	名　称	既設 更新	LED改修台数	備　考
● 1	非常用照明	JB13W×1 LEDEM-13221M	52台	

庁舎照明器具平面図　４階

件　名	８０号庁舎ＬＥＤ化改修工事	図　番	７／８
図　名	４Ｆ平面図	縮　尺	1／400

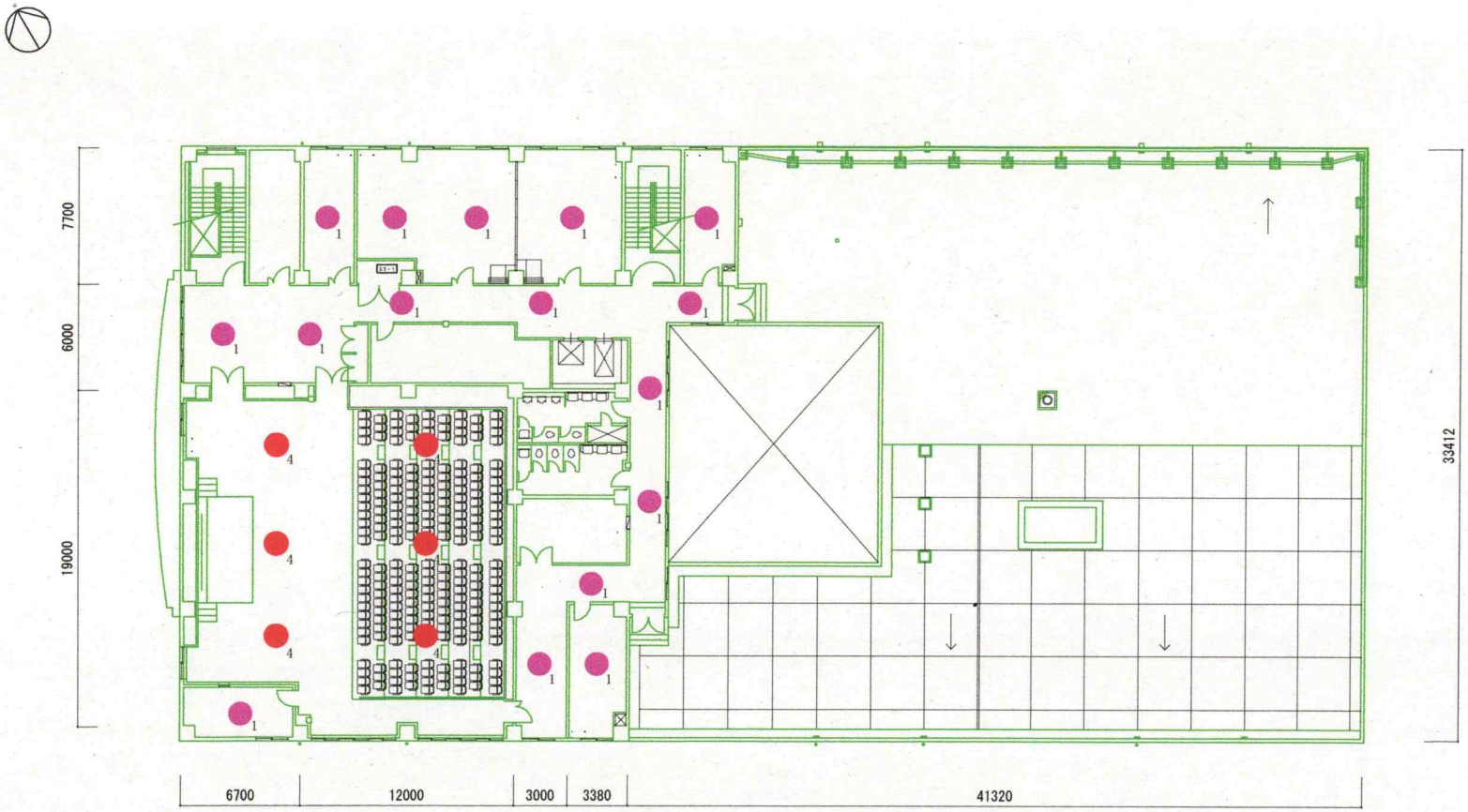

凡　例

記　号	名　称	既設 更新	LED改修台数	備　考
1	非常用照明	JB13W×1 LEDEM-13221M	16台	
4	非常用照明	JB30W×1 LEDEM-30221M	6台	

庁舎照明器具平面図　５階

件　名	８０号庁舎ＬＥＤ化改修工事	図　番	８／８
図　名	５Ｆ平面図	縮　尺	1／400